

宮社士会第 22-235 号
2023 年 01 月 25 日

宮崎県医療ソーシャルワーカー協会 会長
一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会 会長
一般社団法人宮崎県介護福祉士会 会長
一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会 会長

一般社団法人 宮崎県社会福祉士会
会 長 川崎 順子
(公 印 省 略)

2022 年度 生活困窮者支援フォーラム開催について（周知のお願い）

寒冷の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

また、本会の事業推進に対し、日頃より多大なるご理解ご協力をいただき深謝申し上げます。

さて、標記の件について、下記の資料のとおり開催いたします。

生活保護受給者や生活困窮状態にある方々の置かれた現在の状況を、ご登壇いただく講師とともに「考える場」にできればと思います。

各団体の会員の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。宮崎県社会福祉士会ホームページにて既に記事掲載しておりますので、御会ホームページから当該記事へリンク設定されるなど、ご活用下さい。

記

1. 2022 年度 生活困窮者支援フォーラム 開催要項
2. 2022 年度 生活困窮者支援フォーラム チラシ
2. FAX 申込書

【問い合わせ先】

一般社団法人宮崎県社会福祉士会事務局
電話 0985-86-6111 / FAX 0985-86-6116
メール csw-miyazaki@water.ocn.ne.jp
(担当) 新名

一般社団法人宮崎県社会福祉士会
令和4年度

生活困窮者支援フォーラム

1. 開催趣旨

2013年から3年かけて、生活保護基準の引き下げが行われました。この引き下げについては、専門家の意見を取り入れずに国が独自に行った物価下落のデータから行われたものとの主張で「いのちのとりで裁判全国アクション」という生活保護引き下げに関する訴訟が行われています。生活保護基準は、様々な制度に連動していることから生活保護受給者ではない方の生活にも影響が及ぶものとなっております。

生活保護は生存権であり、生存権を守ることは社会福祉士をはじめ福祉専門職の使命であることから「いのちのとりで裁判全国アクション」について関心を持っていただくことを目的に生活困窮者支援フォーラムを開催いたします。

2. 主 催 一般社団法人宮崎県社会福祉士会専門能力向上部門（専門能力向上委員会）

3. 日 時 令和5年2月18日（土） 13時00分から16時00分まで

4. 会 場 南九州大学宮崎キャンパス

5. プログラム

時間	内容
12:30～13:00	受付
13:00～13:10	開会・オリエンテーション
13:10～14:40	講義 『生存権を守るための行政処分取消請求事件について』 講師 後藤 好成 弁護士
14:40～14:50	休憩
14:50～15:20	グループワーク
15:20～15:50	質疑・応答
15:50～16:00	閉会

6. 参加対象 今テーマに関心・興味のある方

7. 費 用 無 料

8. 参加締切 令和5年02月15日(水曜日)

9. 申込方法

インターネットに接続したパソコン、タブレットから宮崎県社会福祉士会のホームページ（<http://www.miyazaki-csw.jp/>）にアクセスして下さい。参加申込用の Google フォームへ促すリンクがありますので、必要事項を入力の上、お申込みください。入力にはメールアドレスが必要となります。または参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にて下記事務局まで送付いただきますようお願い致します。

申込みフォームへ →

